

大府市障がいのある人のコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

私たちが日常生活や社会生活を送る中で、障がいの有無にかかわらず、等しく情報を取得し、互いにコミュニケーションを図ることは、人と人との相互理解をする上で必要不可欠なものです。また、障がいのある人の情報の取得やコミュニケーションの手段は、一人ひとりの障がいの状態や程度、それぞれの生い立ちにより多様です。

障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）は、意思疎通の手段として、音声言語、手話、文字の表示、点字など多様なものを規定し、障害者基本法（昭和45年法律第84号）は、意思疎通のための手段についての選択の機会の確保等を求めています。しかし、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段への理解や環境整備は十分に進んでおらず、障がいのある人は、日常生活や社会生活を送る中で、不便や不安を感じるとともに、意思表示がしにくく、自己決定が十分にできない状況にあります。

本市は、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進のために、まず、手話が言語であることの理解が重要であるとの認識の下、令和2年3月に大府市手話言語条例（令和2年大府市条例第2号）を制定し、手話とろう者への理解の促進を図ってきました。

そして今、障がいについての理解を深め、障がいのある人の社会参加を促進し、誰もが人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、障がいのある人のコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策の基本的な方針を定めることにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁（障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。第4条第2項において同じ。）により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) コミュニケーション手段 手話（触手話及び弱視手話を含む。）、要約筆記、点字、音訳、音声、平易な表現、絵文字（ピクトグラムを含む。）、絵カード、写真、筆談、代筆、代読、拡大文字、代用音声（喉頭摘出等により使用するものをいう。）、重度障がい者用意思伝達装置その他の障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で必要となる情報の取得及びコミュニケーションの手段をいう。
- (3) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）、ガイドヘルパーその他の障がいのある人のコミュニケーションを支援し、又は補助する者をいう。

（基本理念）

第3条 障がいのある人のコミュニケーション手段の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 障がいのある人となない人とは相互に理解し、その人格と個性を尊重し合うこと。
- (2) 障がいのある人の多様な意見及び要望に適合したコミュニケーション手段を、自ら選択する機会が保障されること。

（市の責務）

第4条 市は、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解の普及及び利用の促進に関する施策を推進するものとする。

2 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮（社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合で、その実施に伴う負担が過重でないときに行われる適切な調整及び変更をいう。）を行うものとする。

3 市は、第1項の施策の推進に当たっては、障がいのある人、コミュニケー

ション支援者その他関係者の意見を聴く機会を設けるものとする。

- 4 市は、市職員が障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解を深めるための機会を設けるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解の普及及び利用の促進に関し市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解の普及及び利用の促進に関し市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、事業を行うに当たり、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進のため、障がいのある人が利用しやすいサービスを提供し、及び障がいのある人が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(多様なコミュニケーション手段の理解の普及)

第7条 市は、障がいのある人、コミュニケーション支援者、事業者その他関係者と協力して、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段に対する市民の理解を普及させるため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、学校において、児童、生徒等が障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解を深めるための機会を提供するよう努めるものとする。

(多様なコミュニケーション手段の利用の促進)

第8条 市は、障がいのある人が日常生活及び社会生活において、容易に情報を取得し、及び円滑にコミュニケーションを図ることができるようにするため、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に係る次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

- (1) 障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段による市政に関する情報の発信

- (2) 障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段による災害時における避難等に関する情報の発信及び支援
- (3) 市が主催する講演会その他行事における手話通訳者及び要約筆記者の配置その他の障がいのある人のコミュニケーションに係る支援
- (4) コミュニケーション支援者の養成及び支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用するに当たっての環境整備

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。